

よくあるご質問

令和 8 年 8 月時点

No.	質問	回答
1	研修会場への交通費や、調査団体への入会金も補助対象になりますか？	交通費や入会金は対象外となります。 補助対象は「研修等受講費」に限定されていますので、会場までの旅費や宿泊費、また研修を受けるために団体へ入会する場合の入会金・年会費などは、事業者の自己負担となります。
2	会員と非会員で受講料が異なる場合、高い方の非会員価格で申請できますか？	設定されている中で最も安い価格が基準になります。 会員になることを強制するものではありませんが、補助対象経費は安価な「会員価格」となります。
3	特定建築物石綿含有建材調査者の資格を取得するための講習は補助対象となりますか？	現時点では補助対象となりますが、今後、取扱いが変更となる可能性もございますので個別にお問い合わせください。
4	研修を受けたものの試験で不合格となり資格を取得できなかった場合、補助金は交付されますか？	資格を取得できなかった場合でも、補助対象となります。
5	不合格だったのでもう一度試験（再試験）を受けたいのですが、その費用は補助されますか？	更新・再認定・再試験の費用は補助対象とはなりません。

6	ホームページで公開される名簿には、補助の対象となる研修等を受講しない調査者等の個人名まで掲載されますか？	調査者等の所属（課）名、役職、氏名、保有資格、所属調査者団体、調査者団体認定資格の取得状況が公開されます。希望する場合、調査者氏名はイニシャルとすることも可能ですのでご相談ください。
7	補助対象経費について 「その他調査者等の調査能力の向上に資する研修等として県が認めたもの」とは、具体的にどのような研修ですか？	個別に検討しますので、希望する研修の募集要項等をご準備のうえ環境保全課あてご相談ください。
8	中止や体調不良により日程を変更する場合、または、受講できなくなった場合はどうすればよいですか？	変更がある場合は変更申請が必要です。中止する場合は中止（廃止）申請書を提出してください。
9	受講予定人数の増減があった場合はどうすればよいですか？	変更申請が必要です。
10	資格がない職員、もしくは石綿作業主任者の資格を保有している従業員が講習を受講する場合は補助対象となりますか？	補助対象となりません。調査者等が受講する場合は補助対象となります。
11	会社に所属していますが、個人で申請することは可能ですか？	個人での申請はできません。事業者を支援するための補助金制度ですので、対象は、法人又は個人事業主です。

12	講習費用を支払う前に補助金は支払われますか？	申請時に計画した講習の受講が完了し次第実績報告書を提出してください。報告書の内容確認後に補助金を振り込みます。
13	来年度も補助事業はありますか？	未定です。
14	補助金を活用して研修を受講したいのですが、補助金の交付申請はいつまでに提出すればよいですか？	研修受講日の概ね1か月前までに環境保全課あて必要書類を提出してください。